

宣 言

「全国中小小売商団体連絡会」は、全国各地域において地域住民の生活を支え、また地域コミュニティの一員として、地域社会への貢献や地域経済の発展に資するため活動している8つの中小小売商業者団体で構成する組織である。

現在、中小小売商業者は、昨年10月に実施された消費税率引上げによる消費者の購買意欲の落ち込み、相次ぐ台風等の自然災害の発生に加え、とりわけ今般の新型コロナウイルス感染症による消費の大幅な落ち込み等の影響を受け、過年度において経験のなかった難局に直面している。

このため、政府においては新型コロナウイルス感染症の早期収束に取り組むと共に、永年苦境にある中小小売商業者に対し、短期的・長期的の両面で以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 中小小売商業者への短期的・長期的な事業継続支援と消費喚起策の実施

- (1) 緊急対策として、新型コロナウイルス感染症の影響継続を踏まえ、持続化給付金、家賃支援給付金、資金供給支援、雇用調整助成金、国税・地方税等の支援策拡充、手続き簡素化及び対応基準の緩和等、支援体制強化を図ること。
- (2) GDPの約6割を占める個人消費を喚起するために、短期的には、消費税の一時凍結または減税の実施、GoTo 商店街等のキャンペーン事業の継続的实施・拡充及び最大規模となるプレミアム商品券事業の実施を検討すること。長期的には、盤石な社会保障制度を構築することで、今の暮らしを豊かにするための消費行動に向かうための施策を講ずること。

2. 地域住民の生活を支え地域の社会経済に貢献する中小小売商業者への支援

- (1) 中小小売商業者が行う街の環境・施設整備、にぎわい創出等の活動への支援と、多様性のあるまちづくりによる地域の特色の創出支援を。
- (2) 新しい生活様式に対応するためのIT化、キャッシュレス化を推進するために、導入から運用までをワンストップで指導する窓口を創設すること。

3. 中小小売商業者に対する各種優遇税制の維持について

- (1) 消費税に関して
 - ① インボイス制度は、中小小売商業者に過度な事務負担、免税事業者の取引からの排除の可能性高いことから、十分な検証を行い、実施の是非は慎重に検討すること。
 - ② 小規模・零細事業者の事務負担を軽減するため、簡易課税制度及び事業者免税点制度を維持するとともに、適用事業者の範囲拡大、免税点の引き上げを図ること。
 - ③ 外税表示を恒久的に選択できる制度にすること。
- (2) 法人事業税外形標準課税の中小企業への適用について
外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業には適用しないこと。
- (3) 中小企業関係税制の特例制度の延長等
中小小売商業者に係る法人税の軽減税率の恒久化、適用期限を迎える特例措置等の延長を行うとともに、経営資源集約化を促進する税制を創設すること。

令和2年11月25日

第19回中小小売商サミット